

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号

181

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)の活用できる期間の拡大

提案団体

呉市

制度の所管・関係府省

農林水産省

求める措置の具体的内容

「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)」を活用した事業の実施にあたって、まずは農地・農業用施設災害復旧事業等により農地等の復旧が必要な場合があるが、このような場合においても、当該交付金については、災害発生年度に終了することが事業要件とされている。そのため、農地等の復旧事業が遅延した場合に、当該交付金を事故繰越しても活用できないことがあるため、災害復旧の状況に応じて対応できるように当該事業要件を災害発生年度の翌年度まで終了することとする等により当該交付金を活用できる期間の拡大を求める。

具体的な支障事例

平成30年7月豪雨災害の被災者に対して、「経営体育成支援事業の被災農業者向け経営体育成事業」を活用し、農業用施設等の復旧を予定していたところ、その農業用施設等を設置する農地の災害復旧事業の完了が遅れたため、最終的に当該交付金事業が実施できない事例が生じた。

具体的には、モノレールやかん水施設などの復旧を行う交付金事業を実施する予定であった箇所に係る農地について、当初単年度で復旧することを予定していたが、周辺の農地を含め広範囲で被災した影響により工事業者が不足する等して、工期の遅れが生じたことから、結果的に事業完了までに3年を要することとなった。

その結果、農業用施設等の復旧事業に関する交付金事業の予算について、農地の復旧事業の工期の遅延を踏まえて2度繰越しを行ったものの、災害発災年度から3か年度以内に事業を実施することができなかった。

以上のことから、農地の災害復旧事業の完了後に実施する予定であった交付金が活用できないこととなり、同程度の補助事業の対応を令和3年度に市単独事業で実施することとなった。

今後も同様のケースが発生しうることから、こうした場合においても、事業要件を災害発生年度の翌年度までに終了することとする等により活用できる期間を拡大することを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

当該見直しを行うことで、不測の事態が発生し、4か年以降事業が必要な場合であっても、財政的負担が生じず、安定的に災害復旧事業にあたるのが可能となる。

根拠法令等

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

相模原市、長野県、下呂市、豊田市、徳島県、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市

○平成 30 年7月豪雨災害の被災者が活用した経営体育成支援事業において、災害発生年度内の事業完了が困難であったことから令和元年度へ事業を繰り越した。

しかし、護岸工事の範囲が令和元年度に決定したこと等により代替地の検討を余儀なくされたため令和2年度への事故繰越となった。

令和2年度内に施工完了する必要があったことから、施工箇所の代替地を慎重に検討することができず、最終的には事業を縮小して実施することとなった。

○当市においても、令和元年東日本台風では、1か所の被災箇所に対して道路・森林・農地など複数の側面からの対応が求められるような事案が複数発生し、事故繰越期間を超えかねない状況であった（実際には期間内に収めることはできたが）。このように復旧事業が重複する箇所においては、すべての復旧対応が完了するまでに相当期間を要することから、今後も同様の規模の災害が発生した際には、事故繰越で対応しきれないことが懸念される。当市としても柔軟な対応を求めたい。

○被災農業者支援の趣旨を鑑み、不測の事態により事故繰越しても当該交付金の活用ができない場合の救済措置として、活用期間の拡大は有効である。